

兵庫大学学則

〔平成7年4月1日制定〕
〔兵大程第6号〕

第1章 総則

第1節 目的

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に則り、建学の精神である「和」を育む仏教主義に基づく大学として、専門の学芸を教授研究するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養し、併せて有為の人材を養成することを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、第1条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、公表する。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制については別に定める。

第2節 組織

(学部)

第3条 本学に、次の学部を置く。

現代ビジネス学部

健康科学部

看護学部

生涯福祉学部

教育学部

2 前項の学部には置く学科及びその入学定員は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	120	2	484
健康科学部	栄養マネジメント学科	80	5	330
	健康システム学科	40	—	160
	計	120	5	490
看護学部	看護学科	90	—	360
生涯福祉学部	社会福祉学科	40	5	170
教育学部	教育学科	100	5	410
合	計	470	17	1,914

(共通教育機構)

第3条の2 本学に共通教育機構を置く。

2 共通教育機構に関する規程は別に定める。

(大学院)

第3条の3 本学に、大学院を置く。

(大学院)

第3条の2 本学に、大学院を置く。

2 大学院の学則は別に定める。

(附属施設等)

第4条 本学に、次の附属施設・附置機関を置く。

- (1) 附属図書館
- (2) 先進教育研究センター
- (3) 附属総合科学研究所
- (4) エクステンション・カレッジ
- (5) 地域医療福祉研修センター

2 前項各号の附属施設等に関し、必要な事項は別に定める。

(附属研究所)

第5条 (削除)

第2節の2 学部等の教育研究上の目的

(現代ビジネス学部の教育研究上の目的)

第5条の2 現代ビジネス学部は、建学の精神である「和」に基づき、変化する社会にあって、主体的に共生社会の形成に関わり、地域と共に歩み地域の発展に貢献するため、経済学をはじめとする専門知識への深い理解と幅広い教養を身に付け、現代社会の諸問題を積極的に分析、解決する人材を養成する。

2 現代ビジネス学科は、学部教育の目的に沿って、より進んだ専門性を修得するため、グローバル化する経済社会において生起する経済や社会の諸問題を生活の基盤である地域という視座から捉え直し、データサイエンス、グローバルビジネス、地域ビジネス、公共政策の各専攻において適切な理論、分析的枠組みを用いて解明し、具体的な解決策を提示する方法を学ぶ。

(健康科学部の教育研究上の目的)

第5条の3 健康科学部は、人間の健康と生活の質の向上に関わる諸問題を科学的に解明し、その成果を生涯健康の維持と増進に実践的に生かすことのできる人材を養成する。また、生命に対する畏敬の念と倫理観に基づいて人間理解を深め、健康で活力に満ちた地域社会の実現に貢献する資質を涵養する。

2 栄養マネジメント学科は、生命の基本である「食」を探究し、人々の健康の維持と増進および疾病予防と回復の指導ができる栄養専門家の養成をめざす。また、食物と栄養および食生活に関係する要因を科学的に追究する能力と総合的に栄養をマネジメントする能力を備え、社会に貢献できる人材を養成する。多様な実践活動の場において、知識と技術を修得し、課題解決能力を身につけ、豊かな人間性と感受性を育み、食と健康を通して生命を尊重する心を育てる。

3 健康システム学科は、心の健康、身体の健康を探究し、健康に関連する分野の知識を有機的、総合的に体系化した高度な専門知識と技能を修得することをめざす。さらに健康の分野の知識を生かしつつ、健康の維持と増進の方法および技能を修め、生活全般に生かす能力を涵養することにより、健康コーディネーターの養成をめざす。

4 (削除)

(看護学部の教育研究上の目的)

第5条の4 看護学部は、豊かな人間性と社会性に富み、人との協調を重んじ積極的に人間理解を深め、専門職としての知識・技能・態度と実践的な判断力を有した、人の生涯に亘る保健・医療・福祉（保健医療福祉）と生活を支え、看護の発展に貢献できる人材を養成する。

2 看護学科は、お互いの人格を尊重し合い、感性が豊かで、いとおしむ心のある人間形成をめざすとともに、人間の「知」「情」「意」のバランスのとれた発達を支援し、地域社会のヘルスプロモーション実現に向けて、使命感をもって貢献できる看護実践能力と看護学専門性向上のために研鑽する基本能力を備えた人材を養成する。

(生涯福祉学部の研究上の目的)

第5条の5 生涯福祉学部は、基本的人権および社会正義の尊重を基礎とした社会福祉の理念と、ソーシャルワークの力量によって、人の生涯にわたる発達および自らによる能力開発を支援できるとともに、個人と環境の相互作用による地域福祉の実現に貢献する社会福祉専門職の人材を養成する。

2 社会福祉学科は、人間の福利を広く「人間一人ひとりの能力開発を支援すること」と捉え、国際的視野に立つとともに小都市および町村に焦点を当て、人々とその環境に働きかけることにより、家族や地域の福祉力を高めるソーシャルワーカーを養成する。社会福祉の価値について理解することを土台として、社会福祉の知識や技術を科学的方法論と職業的倫理観をもって実践に用いることのできる専門的能力を涵養する。

3 (削除)

(教育学部教育学科の研究上の目的)

第5条の6 教育学部は教員としての使命感や情熱を持ち、発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育及び学校教育に関する高度な専門知識と優れた技能・実践力を有し、子どもの個性と環境の多様性に対応しながら、共生社会の一員として地域社会に貢献できる人材を養成する。

2 教育学科は、幅広い教養と教育・保育に関する専門的な知識と技能を有し、多様な人々と協働しながら、子どもの多様性を理解しつつ、興味・関心を引き出し、子どもの主体的学びや自己成長を導くための教育を展開することができる学校教育や幼児教育、児童福祉の専門家を養成する。

第3節 職員組織

(職員組織)

第6条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員を置く。

2 職員組織に関する事項は、別に定める。

(学部長等)

第6条の2 学部に、学部長を置く。

2 共通教育機構に、機構長を置く。

第4節 大学運営会議、教授会

(大学運営会議)

第7条 本学に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 各学部長等
- (5) 事務局長
- (6) 各部・室長
- (7) 各附置機関の長
- (8) その他学長が必要と認めた者

(審議事項)

第7条の2 大学運営会議は、理事会から委任された本学の教育研究に関する業務及び本学の基本的な事項並びに学部等を超える横断的な事項について、学長が決定するための審議機関として、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期計画及び年度計画のうち教育・管理運営に関する事項
- (2) 規則等の制定・改廃に関する事項

- (3) 組織（学部・学科の改組を含む）の設置・廃止に関する事項
- (4) 施設・設備の設置・廃止に関する事項
- (5) 教員人事に関する事項
- (6) 教育課程編成の方針に関する事項
- (7) 学生に対する援助に関する事項
- (8) 学生の入退学や学位授与等の方針に関する事項
- (9) 教育・研究面での自己評価に関する事項
- (10) 学部等、各種委員会、その他学内諸機関の連絡・調整に関する事項
- (11) 予算の編成の基本方針に関する事項
- (12) その他本学における重要事項

(その他)

第7条の3 本節に定めるもののほか、大学運営会議に関し必要な事項は別に定める。

(教授会)

第7条の4 本学に、教授会を置く。

2 教授会は、専任の教授をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、教授会の組織には、准教授、講師及び助教を加えることができる。

4 教授会は、必要に応じて、専門委員会を置くことができる。

(審議事項)

第7条の5 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業

(2) 学位の授与

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(その他)

第7条の6 本節に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は別に定める。

第5節 学年・学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を次の2学期に分ける。

I期 4月1日から9月30日まで

II期 10月1日から翌年3月31日まで

2 必要がある場合は、学長は、I期の終了日及びII期の開始日を変更することができる。

(休業日)

第10条 休業日は、次の通りとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に定める日

(3) 学園創立記念日 6月10日

(4) 春季休業 3月20日から3月31日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月25日まで

(6) 冬季休業 12月25日から1月7日まで

- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 本条第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第2章 学部通則

第1節 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第11条 学部の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第12条 学生は8年を超えて在学することができない。ただし、第18条第1項の規定により入学した学生は、同条第2項により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

2 前項の規定にかかわらず、編入学者に関する在学年限については、別に定める。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 入学の時期は、毎学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の課程を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（高等学校卒業程度認定試験規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定試験に合格した者を含む）
- (8) その他本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

(入学の出願)

第15条 本学への入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、誓約書、個人調書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続き完了した者に入学を許可する。

(編入・転学・再入学)

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願するものがあるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可することがある。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者

- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
 - (3) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）附則第 7 条に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者
 - (4) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 186 条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- 2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については教授会の議を経て、学長が決定する
 - 3 編入学、転入学、再入学に関する必要な事項は別に定める。

（転学部・転学科）

第 18 条の 2 本学の学生で、他の学部又は学科に転学部又は転学科を志願する者があるときは、その学部又は学科の当該年次に欠員がある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

- 2 前項に定めるもののほか、転学部、転学科に関する必要な事項は、別に定める。

第 3 節 教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 19 条 本学の各学部で開設する授業科目は、次のとおりとする。

現代ビジネス学部	共通教育科目及び専門教育科目
健康科学部	共通教育科目及び専門教育科目
看護学部	共通教育科目及び専門教育科目
生涯福祉学部	共通教育科目及び専門教育科目
教育学部	共通教育科目及び専門教育科目

- 2 各学部の授業科目及び単位数は、別表第 1、別表第 2、別表第 3、別表第 4、別表第 5、別表第 6 のとおりとする。

（副専攻）

第 19 条の 2 前条の規定に関する開設授業科目のうち、特定の分野又は課題の授業科目で構成する副専攻を設置し、その学修成果を認定することができる。

- 2 副専攻に関し、必要な事項は別に定める。

（他学部他学科の授業科目の履修等）

第 19 条の 3 学生は、他学部他学科の授業科目について、履修又は聴講することができる。

- 2 前項の授業科目は、各学部において定める。

- 3 第 1 項の履修により修得した単位は、卒業要件単位に含めない。

ただし、健康科学部栄養マネジメント学科においては、指定する科目 20 単位を上限として、卒業要件に算入することができる。

- 4 他学部他学科の授業科目の履修に関し必要な事項は別に定める。

第 20 条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

- 2 授業科目及び単位数は、別表第 7 のとおりとする。

（授業の方法）

第 20 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習もしくは実技のいずれかにより、またはこれらの併用により行う。

（多様なメディアを利用して行う授業）

第 20 条の 3 前条の授業は、文部科学大臣が定めるところにより多様なメディアを高度に利用して当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

（単位計算方法）

第 21 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 20 条の 2 に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時

間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって 1 単位として単位数を計算するものとする。ただし、実験・実習及び実技については、原則 30 時間以上をもって 1 単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価し単位を授与することが適切と認められる場合は、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 21 条の 2 1 年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

- 2 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、8 週、10 週、15 週その他の本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

(単位の授与)

第 22 条 授業科目を履修し、試験その他の本学が定める適切な方法により学修の成果を評価して、所定の単位を与える。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第 23 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 23 条の 2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第 23 条第 1 項及び第 2 項並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 入学前の既修得単位の認定に関し、必要なことは別に定める。

(成績評価)

第 25 条 各学部における成績評価方法は、次のとおりとする。

学 部 名	試験における成績評語の種類	合格とする評語
現代ビジネス学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
健康科学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
看護学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可

生涯福祉学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可
教育学部	秀・優・良・可・不可	秀・優・良・可

(その他)

第 25 条の 2 その他履修方法等に関して、必要な事項は別に定める。

第 4 節 休学・復学・転学・留学及び退学

(休学)

第 26 条 疾病その他理由により 2 ヶ月以上修学することができない者は、休学願いを提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でない認められるものについては、学長は休学を命ずることができる。

3 その他休学に関し必要な事項は別に定める。

(休学期間)

第 27 条 休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 12 条の在学期間に算入しない。

(復学)

第 27 条の 2 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

2 その他復学に関し必要な事項は別に定める。

(転学)

第 28 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第 29 条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 32 条に定める在学期間に含めることができる。

3 第 22 条の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 30 条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 31 条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(2) 第 12 条に定める在学年限を超えた者

(3) 第 27 条に定める休学期間を超えてなお修学できない者

(4) 休学期間が満了しても復学の願い出をしない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

第 5 節 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第 32 条 本学に原則 4 年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与し、本学学位規定に定める学士の学位を授与する。

(資格等の取得)

第 32 条の 2 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりと

する。

学 部	学 科	資格及び免許状の種類
現代ビジネス学部	現代ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状（公民） 高等学校教諭一種免許状（商業）
健康科学部	健康システム学科	養護教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育） 中学校教諭一種免許状（保健） 高等学校教諭一種免許状（保健）
	栄養マネジメント学科	栄養教諭一種免許状
看護学部	看護学科	養護教諭一種免許状
生涯福祉学部	社会福祉学科	高等学校教諭一種免許状（福祉）
教育学部	教育学科	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状 特別支援学校教諭一種免許状 保育士資格 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語）

- 2 本学において教育職員免許状を得ようとする者は、前条に規定する卒業要件を充足し、かつ教育職員免許法及び同施行規則に定める授業科目及び単位数を修得しなければならない。
- 3 本学の栄養マネジメント学科において、栄養士免許を得ようとする者は、学則に規定する卒業の要件を充足し、かつ栄養士法及び同施行規則に基づき、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 4 本学の栄養マネジメント学科において、管理栄養士国家試験受験資格を得ようとする者は、栄養士免許の資格要件を得るとともに、管理栄養士学校指定規則に基づき、本学が定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 5 本学の看護学科において、保健師国家試験受験資格及び看護師国家試験受験資格を得ようとする者は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に基づき、本学において定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 6 本学の社会福祉学科において、社会福祉士国家試験受験資格及び精神保健福祉士国家試験受験資格を得ようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法の規定並びに精神保健福祉士法の規定に基づき、本学において定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 7 本学の教育学科において、保育士資格を得ようとする者は、学則に規定する卒業の要件を充足し、かつ児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の規定により厚生労働大臣の定める授業科目及び単位を修得しなければならない。
- 8 第1項に定めるもの以外の資格等の取得については、別に定める。

第6節 賞罰

(表彰)

第33条 学生として表彰に値する行為があつた者は、教授会の議を経て、学長が表彰す

ることができる。

(懲戒)

第 34 条 本学の諸規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 懲戒に関する事項は、別に定める。

第 7 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 35 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生を志願することのできる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究期間は、1 年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

(科目等履修生)

第 36 条 本学の学生以外の者で、学部開設される一又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、学部の教育研究に支障のない場合に限り選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生を志願することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 大学入学資格のある者又はこれと同等以上の学力があると認められた者

(2) 本学と高大連携に関する覚書等を締結している高等学校の生徒のうち、当該高等学校長の許可を受けた者

3 科目等履修生の履修の期間は 1 年又は 1 学期（Ⅰ期又はⅡ期）とする。

4 科目等履修生が授業科目を履修し、その試験に合格した場合は単位を与える。

(特別聴講学生)

第 37 条 他の大学の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 38 条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 19 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 39 条 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生に関する規則は、別に定める。

第 8 節 検定料、入学金及び授業料等

(検定料、入学金、授業料等)

第 40 条 入学検定料、入学金、授業料、教育充実費の額は、別表第 8 のとおりとする。

(授業料等の納付)

第 41 条 授業料は、年額の二分の一ずつを次の 2 期に分けて納付しなければならない。

区分	納期
Ⅰ期（4 月から 9 月まで）	4 月中
Ⅱ期（10 月から翌年 3 月まで）	10 月中

(復学等の場合の授業料等)

第 42 条 Ⅰ期又はⅡ期の中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月か

経済情報学科	150	150	150	20	320	150	40	510
--------	-----	-----	-----	----	-----	-----	----	-----

附 則

この学則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 12 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 10 年度			平成 11 年度			平成 12 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	150	40	700	150	80	740	150	80	780

附 則

- 1 この学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 14 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 12 年度			平成 13 年度			平成 14 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	200	80	830	200	80	900	200	80	950

附 則

- 1 この学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の 2 については、平成 12 年度以前の入学者から適用する。
- 3 第 3 条に規定する健康科学部栄養マネジメント学科の収容定員は、平成 15 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 13 年度		平成 14 年度		平成 15 年度		
	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 栄養マネジメント学科	人	人	人	人	人	人	人
	100	100	100	200	100	20	320

附 則

この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 32 条の 2 に規定する健康科学部健康システム学科の資格等の取得については、平成 14 年度以前の入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する経済情報学部経済情報学科の収容定員は、平成 21 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 19 年度			平成 20 年度			平成 21 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 140	人 10	人 870	人 140	人 10	人 740	人 140	人 10	人 640

附 則

- 1 この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する健康科学部栄養マネジメント学科の収容定員は、平成 22 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 栄養マネジメント学科	人 80	人 20	人 420	人 80	人 20	人 400	人 80	人 20	人 380

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する経済情報学部経済情報学科の収容定員は、平成 23 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 21 年度			平成 22 年度			平成 23 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
経済情報学部 経済情報学科	人 80	人 2	人 572	人 80	人 2	人 444	人 80	人 2	人 384

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 45 条に規定する休学期間中の者の在籍料は、平成 21 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する健康科学部看護学科及び生涯福祉学部社会福祉学科の収容定員は、平成 26 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 看護学科	人 90	人 —	人 270	人 90	人 —	人 300	人 90	人 —	人 330
生涯福祉学部 社会福祉学科	人 30	人 —	人 210	人 30	人 —	人 180	人 30	人 —	人 150

- 4 第 26 条及び第 27 条並びに第 27 条の 2 及び第 31 条の規定については、平成 23 年度以前に入学した在学者にも適用する。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 30 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 28 年度			平成 29 年度			平成 30 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
現代ビジネ学部 現代ビジネ学科	人 120	人 —	人 120	人 120	人 —	人 240	人 120	人 2	人 362
経済情報学部 経済情報学科	人 —	人 —	人 242	人 —	人 —	人 160	人 —	人 —	人 80

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 31 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	コース	平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
		入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 看護学科	—	人 —	人 —	人 270	人 —	人 —	人 180	人 —	人 —	人 90
看護学部 看護学科	—	人 90	人 —	人 90	人 90	人 —	人 180	人 90	人 —	人 270
生涯福祉学部 こども福祉学科	—	人 50	人 —	人 50	人 50	人 —	人 100	人 50	人 5	人 155
	幼児教育 コース	人 —	人 5	人 100	人 —	人 5	人 70	人 —	人 —	人 35
	児童福祉 コース	人 —	人 —	人 60	人 —	人 —	人 40	人 —	人 —	人 20

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、平成 32 年度までの間は次のとおりとする。

年度 学科	平成 31 年度			平成 32 年度		
	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員	入 学 定 員	編入学 定 員	収 容 定 員
健康科学部 栄養マネジメント学科	人 80	人 5	人 345	人 80	人 5	人 330

附 則

- 1 この学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 3 条に規定する収容定員は、令和 4 (2022) 年度までの間は次のとおりとする。

年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度	令和 4(2022)年度
----	--------------	--------------	--------------

学科	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	人 100	人 2	人 464	人 100	人 2	人 444	人 100	人 2	人 424
生涯福祉学部 社会福祉学科	人 40	人 -	人 130	人 40	人 -	人 140	人 40	人 -	人 150

附 則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- この学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する収容定員は、令和 6 (2024) 年度までの間は次のとおりとする。

学科	令和 4(2022)年度			令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
現代ビジネス学部 現代ビジネス学科	人 120	人 2	人 444	人 120	人 2	人 444	人 120	人 2	人 464

附 則

- この学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 3 条に規定する収容定員は、令和 6 (2024) 年度までの間は次のとおりとする。

学科	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
生涯福祉学部 社会福祉学科	人 40	人 5	人 165	人 40	人 5	人 170

- 第 3 条に規定する収容定員は、令和 7 (2025) 年度までの間は次のとおりとする。

学科	令和 5(2023)年度			令和 6(2024)年度			令和 7(2025)年度		
	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
生涯福祉学部 こども福祉学科	人 -	人 5	人 160	人 -	人 5	人 110	人 -	人 -	人 55
教育学部 教育学科	人 100	人 -	人 100	人 100	人 -	人 200	人 100	人 5	人 305

附 則

この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。